

No. 254 平成 21 年 1 月

行政書士

しずおか

- ・ 新年挨拶
- ・ 写真コンクール作品発表



2009.1.1 富士山 清水支部 石川 徹



静岡県行政書士会



行政書士の資質の向上と 社会貢献の年に！

静岡県行政書士会会長 みやもと たつお 宮本達夫

平成21年の新春を迎え、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

日頃より、静岡県行政書士会会員の皆様におかれましては、本会の事業運営にご理解、ご協力を賜り、また業務精励を通じ社会貢献と制度の発展にご尽力をいただき、心より御礼申し上げます。

昨年は念願でありました聴聞・弁明の代理権について法制化が実現いたしました。会員の皆様には、さらなる研鑽を積み、頼れる代理人として依頼者の期待にお応えいただけるよう一層のご努力をお願い申し上げますと同時に、聴聞・弁明代理が、我々行政書士の業務として定着し、この分野における専門職としての社会的地位が早々に確立するよう強く祈念するものであります。

また、この法制化は罰則規定の強化を伴うものでもあります。これは行政書士への期待と社会的責任が大きくなってきた表れであると理解するところですが、コンプライアンスが問われるようになった現在、我々行政書士は一層襟を正し、気持ちを律して職務にあたらねばなりません。

そこで静岡県行政書士会の今年の課題のひとつとして「行政書士の法令順守、品位の保持」を挙げたいと思います。静岡県をはじめとし、各自治体や多くの団体がコンプライアンスを重要テーマとしています。我々行政書士も社会からさらに信頼される存在となるためには、これらを真剣に受け止め、取り組んでいく必要があります。

日本行政書士連合会では、コンプライアンス推進委員会を立ち上げるなど体制を整えて参りました。静岡県行政書士会においても、法令や規則の解釈、規範や前例の調査などの研究を行い「行政書士の法令順守、品位の保持」に関する意識を高め、一層の資質向上を図って参りたいと思います。

もうひとつの課題として「社会貢献」を挙げたいと思います。多くの県民が安心した社会生活を送ることができるよう、時代の要求に応じた新たな行政書士の役割として、裁判外紛争解決（ADR）への対応を考えています。行政書士として、どの分野で、どの程度の携わり方をしていくべきかを模索中であり今後の課題となっておりますが、県民の身近な問題の解決に協力し、お役に立てるよう図って参りたいと思います。さらに、高齢者等の社会的弱者に対するサポートとして、成年後見制度への対応にも力を入れて参ります。資格者としての経験や知識を生かした社会貢献のひとつとしてこれらに当たり、県民の暮らしに奉仕できるよう積極的に努めて参りたいと思います。

行政書士が県民生活にとって有用な制度として存続し続けるためには、その要請を的確に把握し、県民の期待に十分応えていく必要があります。それには隣接法律専門職として能力や資質を向上させ、良質のサービスを提供していくことが肝要であります。本年も会員の皆様とともに、行政書士制度が一層社会に貢献できる制度となるよう全力で取り組んでいく所存でございます。

静岡県行政書士会の益々の発展と、会員の皆様のご健勝であることを祈念し、年頭のご挨拶とさせていただきます。



生産性の向上で“県民くらし満足度 日本一”へステップアップ

静岡県知事 いし石 かわ川 よし嘉 のぶ延

明けましておめでとうございます。

皆様には、健やかに新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

昨年は、北京オリンピックでの日本勢の活躍や、日本人のノーベル賞受賞などの明るいニュースに沸いた反面、世界規模での金融不安や景気低迷等、国内外の社会経済環境が大きく変化した激動の年でもありました。また、我が国においては、少子高齢化が一段と進み、人口減少社会がいよいよ現実のものとなる中、国際競争の激化や資源・エネルギーの制約などの課題も重なり、いかに将来に向け希望を抱ける社会にしていくのか、その方策が問われております。

こうした厳しい状況を克服し、地域の安定的発展を図るため、まずは高効率化と高付加価値化による「社会経済全体の生産性向上」への取組を重視し、「豊かさの維持・向上」に努めるとともに、セーフティネットとしての「安心・安全社会の構築」と、地球規模の大競争に遅れをとらないための「地域力（魅力）の向上」を加えた三つの政策の柱を好循環させていく社会の仕組みづくりが何よりも重要だと考えております。

そこで、平成21年度は、まず、**産業競争力の強化**のために、技術・技能水準の維持向上や、高い付加価値を持つしずおかブランドの育成に取り組むとともに、製造業のみならず農林水産業や商業など産業全般の体質強化を図り、1人当たり県民所得がより拡大し、豊かさが維持・向上するよう施策を推進してまいります。

また、喫緊の課題である周産期医療や小児医療を始めとする医療現場での人材確保に力を入れ、誰もが安心して暮らせる社会を目指すとともに、地震災害や交通事故といった危機管理に万全を尽くすなど、**医療・福祉サービスと安全対策の充実**に力を注いでいきます。

さらに、自らの資質と能力を伸ばし、社会づくりにも積極的に参画する「有徳の人」を育てるため、**教育の質の向上**に取り組むとともに、質の高い都市的サービスの提供や新たな文化的価値の創造を支える**都市的機能の高度化**や、自然との共生を図りつつ、**循環型社会の形成**を進めることで、静岡県の魅力を高めてまいります。

今年はいよいよ富士山静岡空港が開港いたします。開港時期の遅れで、県民の皆様にご心配をお掛けいたしました。開港効果を最大化するよう全力を挙げて取り組んでまいります。

県民の皆様にはより一層のご理解と積極的なご参画をお願い申し上げますとともに、ご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げます。

平成21年 元旦



年頭のごあいさつ

静岡県議会議員 あまの 天野 はじめ 一

明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのことと、心からお喜び申し上げます。

昨年は、北京オリンピック、パラリンピックが開催され、本県出身選手をはじめとする日本選手が活躍し、私たちに感動を与えてくれました。年末には、日本人のノーベル賞受賞に沸き立ったのも記憶に新しいところであります。

一方では、アメリカに端を発した金融不安が世界規模に拡大し、景気が後退局面に入るなど、社会経済情勢が大きく変動した1年でもありました。また、少子高齢化の進行が本格化し、労働力不足や技術継承などへの対応が急務となっているほか、産業競争力の強化や地球温暖化防止への対応など、さまざまな問題が私たちの前に山積しております。

こうした中、本県におきましては、社会資本の整備を着実に実施し、また、産業面における「しずおかブランド」の育成や、安心・安全な県づくりを積極的に推進するなど、「県民くらし満足度日本一」への歩みを着実に進めているところであります。

私ども県議会も、自らの役割と責任を自覚し、県内各地域あるいは各界各層にわたる県民の皆様の多様な御意見・御要望が、県議会における議論を通じて県政に適切に反映されるよう、誠心誠意努めてまいり所存であります。

また、本年は、いよいよ富士山静岡空港が開港いたします。残念ながら開港時期は遅れることとなりましたが、県議会といたしましても、1日も早い開港を目指し、鋭意努力してまいりますので、皆様の変わらぬ御支援と御協力をお願い申し上げます。

結びに当たり、県民の皆様の益々の御健勝と御多幸を心からお祈りいたしまして、新年のごあいさつといたします。



新年のご挨拶

静岡県行政書士会常任相談役
静岡県議会議員 ^{うえ}植 ^だ田 とおる

皆様、新年明けましておめでとうございます。

行政書士会の皆様には、希望と輝かしき新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

本年の幕開けは、世界経済の混乱の中となりました。米国の金融破綻から端を発し、またたく間に世界中に拡大し、実体経済にも影響を及ぼし、不況の傾向が一段と顕著になってきました。昨年の秋以降、生産を控え、人員整理の道が採られ、社会的な問題になっています。非正規雇用社員の職場は、極端に減少し、その救済も焦眉の急な政治課題となっています。

新春から厳しい現実ですが、それをいかに克服して、経済を国力を押し上げるかです。本年は、正に正念場の年です。手をこまねいて嘆くだけでは解決しません。そして、この余った多くの人材を有効的に活躍させる機会を作るべきであります。

その労働力を生かして、次の三点の業花に就労させるべきだと思います。

第一は、農業分野に進出することです。国内自給率40%を50にも60%にも増加させることが、日本の真の国力になるのです。それには、行政の後押しと企業による農業進出が不可欠です。遊休地を農地にし、地主でなくても農家として独立出来、安心安全な食料を供給出来るのです。

第二は、高齢化社会を見据えて、多くの人が介護の職について、社会をサポートし、自らも誇りを持って仕事に就労出来ます。

第三は、静岡県は日本のほぼ中央に位置し、世界に誇れる富士山があります。これを武器として新たな観光産業の創製です。そして地場産業を活性化させ、地域から経済を奮起させることにつながります。

これらを推し進めるには、官民一体となって取り組むことが肝要です。未経験者には技術習得させる施設とその間の保証などの援助が必要です。

私も県議会議員としてこれら諸問題解決のため積極的に働く所存です。そのために行政改革も必要であって、行政書士会の役割も重要で益々不可欠になります。

県民のために活躍される行政書士会の発展を祈念してやみません。



新年のご挨拶

静岡県行政書士会常任相談役
静岡県議会議員 いけ や せい いち 池 谷 晴 一

新年明けましておめでとうございます。

旧年中には皆様に大変お世話になり、厚くお礼申し上げます。

本年が皆様にとって素晴らしい年であることをまずご祈念申し上げます。

本年は、富士山静岡空港が開港する、記念すべき年です。20年を費やした大規模プロジェクトが完了し、国内外と静岡県を直接結ぶ交通拠点、空の港が誕生します。

既に、JAL、ANA、富士ドリームエアラインズの他、アジアナ、中国東方航空、大韓航空等が就航表明をした所ありますが、空港建設の意義は、県民の皆様の交通利便性向上は勿論、その経済波及効果にあります。例えば、観光面では、国内外と、富士山、伊豆、浜名湖等観光資源とを有機的に結び、来静する観光客に満足していただき、リピートしていただく仕組み、システムをいかに創造するか、という点が大変重要であります。

行政書士の皆様にも、我が空港として、利活用促進のため、ご理解とご協力を賜りたいと思います。

さて、昨年も行政書士と県議会議員との懇談会におきまして、数々のご意見をいただきましたが、いずれも県民の皆様が生活していく上で生じている重要な課題であり、行政改革が進む中、行政と県民を結ぶ行政書士に対する県民の期待は高まっています。

このような中、行政書士の皆様が働きやすい環境整備を図る、という点に係る政治の役割も重要であると思います。

これからも、県議会議員として、また、県行政書士会常任顧問として、県民の立場に立ち、同じ目線で、行政書士の皆様が抱える課題を共有し、県民の皆様のための県政推進を図って参りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

静岡県行政書士会の益々のご発展をお祈り申し上げますとともに、会員の皆様方の更なるご健勝、ご多幸を祈念し、新年の挨拶とさせていただきます。

静岡県行政書士会・静岡県行政書士政治連盟 平成21年新年賀詞交歓会が開催されました。

日時 平成21年1月16日(金) 18:30~20:30
場所 ホテルアソシア静岡3階『駿府の間』
出席者 静岡県知事・顧問国会議員・顧問県会議員・関東
地方協議会単位会代表など来賓61名
当会会長・副会長・本会役員・支部役員など75名

静岡県行政書士会・静岡県行政書士政治連盟 「平成21年新年賀詞交歓会」次第

日時 平成21年1月16日(金) 18時30分
会場 ホテルアソシア静岡3階「駿府の間」

司会 中山富美雄 副会長
サブ 鈴木 市代 副会長

18:30	1	開会のことば
18:32	2	会長挨拶
18:35	3	来賓祝辞
18:55	4	来賓紹介
19:05	5	乾杯
19:10	6	来賓祝辞
19:40	7	祝電披露
	8	中締め
20:30	9	閉会のことば



平成20年度広報月間

10月は広報月間

- ・地元ラジオの番組に宮本会長が、地元テレビの番組に鈴木副会長が出演し、行政書士制度をPRしました。
- ・本会では、10月1日から10月3日までの3日間、電話による無料相談所を開設しました。
- ・19支部が別紙のとおり各地の広報誌に掲載し、公の施設等で、無料相談を行いました。

広報月間中に行った無料相談における項目別相談件数

項目 相談 件数	権利義務・事実証明							許認可関係								
	遺言・相続	各種契約 ・会計記帳等	定款・内容証明	不動産関係	戸籍関係	知的財産	その他	合計	建設・風宮	法人設立	土地開発	農地転用	自動車関係	入管関係	その他	合計
電話相談	1							1	1				1			2
対面相談	27	5		12	1		2	47				13	5		2	20

広報月間中に行ったPR活動（無料相談も含む）

無料相談・グッズ関係	会場設置数または配布数		本会 事務所	支部 事務所	公的 施設	駅店頭	会員 事務所	その他	その他の事例	
	イベント、グッズ									
	電話無料相談会場数		1					1507		
	対面無料相談会場数		1		47					
	ポスター配布枚数				236		1507			
	チラシ配布枚数									
その他のPRグッズ配布数				4720				2060		
媒体 活用 関係	媒体	件数	活用した新聞、テレビ、ラジオ及び配布物の具体例					経費		
	自治体広報誌	40	40市町							
	新聞	広告								
		報道	3	建通新聞（記事）、伊豆新聞他						
	テレビ	広告	10	SBS静岡放送スポットCM					525,000円	
		報道	1	SBS静岡放送情報番組「soleいいね」						
	ラジオ	広告	133	SBS静岡放送スポットCM・告知スポット					1,260,000円	
報道		1	SBS静岡放送情報番組「スクーパータウンレポート」							
配布物 （種類・数）	1. 業務案内印刷のクリアケース（6,780枚） 2. 無料相談所一覧をホームページに掲載						206,451円			
							経費の合計	1,991,451円		

平成20年度行政書士制度広報月間の広報誌掲載と無料相談所開設会場一覧

担当 支部	市町村名	広報誌名称	掲 載	無 料 相 談 所			
				日 時	会 場		
賀 茂	下 田 市	広報しもだ	10月号掲載	10月22日	10：00～15：00	下田ベイステージ 4F 会議室	
	東 伊 豆 市	広報ひがしいず	10月号掲載				
	河 津 町	広報かわづ	10月号掲載				
	南 伊 豆 町	広報南伊豆	10月号掲載				
	松 崎 町	広報まつざき	10月号掲載				
	西 伊 豆 市	広報にししいず	10月号掲載				
田 方	伊 豆 市	広報伊豆	10月1日号	10月23日	9：30～11：30	伊豆市 修善寺 生いきプラザ 1階第1会議室	
				10月23日	9：30～11：30	伊豆市 天城湯ヶ島支所 健康福祉センター 2階会議室	
				10月23日	9：30～11：30	伊豆市 中伊豆支所 2階第1会議室	
	伊豆の国市	広報伊豆の国	10月15日号	10月23日	9：30～11：30	伊豆の国市 長岡本庁 1階市民相談室	
				10月23日	9：30～11：30	伊豆の国市 大仁支所 1階相談室	
伊 東	伊 東 市	広報いとう	10月号	10月8日	10：00～12：00	伊東市役所 市民サービスセンター ※10月以降も毎月伊東市役所市民サービスセンターにて無料相談を行っています。	
熱 海	熱 海 市	広報あたま	9月号	10月16日	10：00～15：00	文化会館 大ホール	
三 島	三 島 市	広報みしま	9月15日号	10月9日	13：30～16：30	大社町 別館防災研修室	
	函 南 町	広報函南	9月号	10月9日	13：30～16：30	庁舎5階 第1会議室	
	長 泉 町	広報ながいずみ	9月15日号	10月9日	13：30～16：30	庁舎2階 相談室	
	沼 津	沼 津 市	広報ぬまづ	10月15日号	10月31日	10：00～15：00	東部地域交流プラザパレット
御 殿 場	清 水 町	広報しみず	10月15日号	10月31日	10：00～15：00	清水町役場 相談室	
	御 殿 場 市	広報ごてんば	10月号	10月17日	13：00～15：00	御殿場市役所 1階ホール	
裾 野	小 山 町			10月17日	13：00～15：00	御殿場市役所 1階ホール	
	裾 野 市	広報すその	10月1日号	10月20日	10：00～12：00	裾野市役所 403号会議室	
富士宮	富 士 宮 市	広報ふじのみや	10月1日号	10月19日	13：00～17：00	富士宮西公民館	
	芝 川 町	広報しばかわ	9月1日号				
富 士	富 士 市	広報ふじ	9月5日号	10月1日	10：00～15：00	富士市役所 2階市民課ロビー	
清 水	静 岡 市	広報しずおか	9月15日号	10月1日	13：00～17：00	清水区役所 1階フロアー	
静 岡	静 岡 市	広報しずおか	9月15日号	10月1日	9：00～16：00	静岡市葵区役所 1階ロビー	
				10月2日	9：00～16：00		
	志 太	藤 枝 市	広報ふじえだ	9月20日号	10月4日	13：00～15：00	藤枝文化センター
		焼 津 市	広報やいづ	9月15日号	10月4日	13：00～15：00	焼津公民館
		岡 部 町	広報おかべ	9月号(9月1日発行)	10月4日	13：00～15：00	保健福祉センターきすみれ
島 田	大 井 川 町	広報おおいがわ	9月5日号	10月4日	13：00～15：00	大井川町多目的ホール	
	島 田 市	広報しまだ	9月15日号	11月3日	9：00～15：00	金谷町 夢づくり会館特設会場	
	川 根 本 町	広報かわねほんちょう	10月1日号	※10月月間は島田支部会員の各事務所にて無料相談を行っています。			
榛 原	吉 田 町	広報よしだ	9月号	10月4日	9：00～12：00	牧之原市 榛原文化センター 3階小会議室	
	牧 之 原 市	広報まきのほら	9月5日号				
	御 前 崎 市	広報おまえざき	9月号				
掛 川	掛 川 市	広報かけがわ	9月15日号	10月18日	13：00～15：00	掛川商工会議所 大須賀町商工会議所	
	菊 川 市	広報きくがわ	10月号	10月18日	13：00～15：00	菊川町部地区センター	
	御 前 崎 市	広報おまえざき	9月号				
中 遠	磐 田 市	広報磐田	10月1日号	10月18日	9：00～12：00	磐田市 ワークピア磐田	
	袋 井 市	広報袋井	10月1日号	10月18日	9：00～12：00	袋井市 袋井総合センター	
	森 町	広報もりまち	9月号				
水 窪	浜松市佐久間町	佐久間地域自治区自治会回覧文書	9月22日号回覧	10月15日	9：00～12：00	城西市民サービスセンター	
	浜松市水窪町	水窪地域自治区自治会回覧文書		10月15日	13：00～16：00	山香市民サービスセンター	
西 遠	浜松市天竜区	広報はまつ天竜区版	10月号	10月15日	13：00～16：00	佐久間浦川サービスセンター	
	浜松市西区	広報はまつ西区版	10月号	10月15日	9：00～12：00	水窪山村開発センター	
	浜松市	広報はまつ全市版	10月号	10月22日	13：15～15：45	浜松市役所市民生活課 市民相談室	
	浜松市浜北区	広報はまつ浜北区版	10月号	10月18日	13：30～15：30	浜名公民館	
	浜松市天竜区	広報はまつ天竜区版	10月号	10月18日	13：30～15：30	二俣公民館 小会議室	
	浜松市西区	広報はまつ西区版	10月号	10月18日	13：30～15：30	雄踏文化センター 展示室	
	浜松市北区	広報はまつ北区版	10月号	10月18日	13：30～15：30	舞浜文化センター 小会議室	
	浜松市北区	広報はまつ北区版	10月号	10月18日	13：30～15：30	引佐多目的研修センター 農事研修室	
	湖 西 市	広報こさい	10月号	10月18日	13：30～15：30	みおつくし文化センター 小会議室	
浜名郡新居町	広報あらい	10月号	10月18日	13：30～15：30	三ヶ日公民館 第一研修室 湖西市市民会館 第二委員会室 新居町民センター 南中会議室		

平成20年度行政書士制度広報月間PR活動

■沼津支部

日時；平成20年10月31日(金)

自10時00分至15時00分

会場；東部地区交流プラザパレット 相談室



■静岡支部

日時；平成20年10月1日(水)、2日(木)

自9時00分至16時00分

会場；静岡市葵区役所 1階ロビー



■富士支部

日時；平成20年10月1日(水)

自10時00分至15時00分

会場；富士市役所 2階市民課ロビー



■中遠支部

日時；平成20年10月18日(土)

自9時00分至12時00分

会場；磐田市ワークピア磐田
袋井市袋井総合センター



■清水支部

日時；平成20年10月1日(水)

自13時00分至17時00分

会場；清水区役所 1階フロアー



■水窪支部

平成20年10月15日(水)

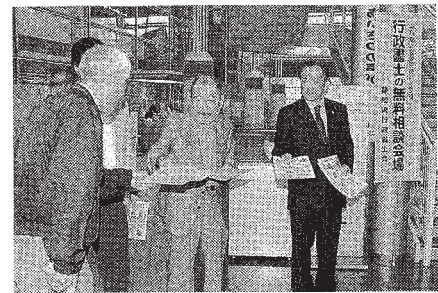
- ・自10時00分至12時00分
(会場) 城西市民サービスセンター
- ・自13時00分至16時00分
(会場) 山香市民サービスセンター
- ・自13時00分至16時00分
(会場) 佐久間浦川サービスセンター
- ・自9時00分至12時00分
(会場) 水窪山村開発センター



伊豆新聞

私たちの仕事知って
行政書士会支部が
キャンペーン

行政書士の仕事を理解してもらおうと、県行政書士会伊東支部(渡邊慶三支部長、三十一人)は、市内各所でキャンペーンを繰り広げた。行政書士の仕事を理解してもらおうと強調月間にもなみ、渡邊支部長をはじめ、役員十五人が参加。市役所では、一階ロビーで来庁者にちらしを配布したほか、都市計画課や建築住宅課など関係各課を訪問。ハローワーク、県土木事務所、警察署、商



ちらしを配って行政書士の仕事をPRする会員たち=市役所で

工会議所なども訪ねた。行政書士は、役所に提出する申請書類の作成や提出手続きを行う国家資格者。業務は建設業許可関係、農地法関係、会社設立、相続・遺言、内容証明など広範囲にわたる。毎月第一水曜日に

市役所低層棟一階の市民サービスセンターで行政書士と土地家屋調査士の

無料相談会を開いている。



SBS静岡放送情報番組「sole いいね」

国際交流フェスティバル in shizuokaに参加して

静岡支部渉外家事国際部会部長 齋藤 誕

平成20年11月16日（日曜日）、静岡市国際交流協会主催の第5回「国際交流フェスティバル in SHIZUOKA」が静岡市葵区追手町の静岡市クリエイター支援センターで開催されました。当日はあいにくの雨模様でしたが、約800名が来場し、日本人のみならず色々な国籍の外国人が入り乱れて、タイやスリランカ等の世界の屋台料理を堪能しつつ、多文化体験やステージでのパフォーマンスを見て、参加して、楽しむフェスティバルとなりました。

そんな中、静岡県行政書士会静岡支部は静岡市国際

交流協会から、同フェスティバルの一事業として開催する「外国人住民のための相談会」に相談員の派遣を要請され、静岡支部渉外家事国際部長の齋藤誕が参加しました。当日の13時から16時までの3時間で3組の相談がありました。楽しい一時を過ごすうちにも在留資格や法律上の問題など切実な悩みを持つ方もおられます。今後もこのような活動を通して、外国人にいちばん身近な法律家としての行政書士をアピールしていくことが求められることになるでしょう。



主催：静岡市国際交流協会

共催：国際交流フェスティバル in SHIZUOKA 実行委員会 静岡クリエイター支援センター

協力：静岡県行政書士会静岡支部

後援：静岡市 静岡県教育委員会 静岡市教育委員会
財静岡市国際交流協会 NHK静岡放送局 静岡新聞社・静岡放送 FM-Hi! 76.9 マリンパ
ル76.3

齋藤誕会員は平成20年12月1日と8日の2回にわたり、静岡大学法科大学院の授業科目「在住外国人と法」について講義されました。

1回目は国籍法。法の概観と変遷、平成20年6月の違憲判決から法改正へ至ったことを踏まえて判決文と改正法を考察し、2回目は国際私法。法の概観と国籍法との関係、齋藤さんが携わった事案を基に具体例を通して法の適用を検討されました。

「著作権相談員」にご相談下さい！

志太支部 田中めぐみ

著作権中部ブロック勉強会の紹介

平成16年度から著作権業務に関する講習会が開催され、講習と効果測定を経て著作権相談員が誕生しました。現在では静岡県内で約120名の方が著作権相談員として登録されています。相談員となった会員の更なるスキルアップと業務への取り組みの助けとなることを目的に、平成18年に、東部・中部・西部のそれぞれのブロックごとにグループが結成されました。

私たち中部ブロックでは、まず相談員が情報交換するためのメーリングリストを平成18年3月に設置し、同年7月に4名の会員が1回目の集まりを持ちました。今ではメーリングリストには25名が参加、隔月のペースで行っている勉強会には毎回13名前後が参加しています。

著作権相談員にはなったものの、どのように業務に取り組みればよいのか、どんな勉強が必要なのか、手探りしながら勉強会はスタートしました。

まずは知識を蓄えなければ自信を持って「著作権相談員」を名乗れません。具体的な事例を自分たちの共通の知識として蓄えようと、例えば「どのような画像や写真なら自由に使えるのか」「バナーやフリー素材は」「パロディは」「ウェブページにリンクを張る場合の問題点は？」などのテーマを設定し、研修計画を立てました。これはベテランのW会員のお力によるところが大きく、私は密かに中部ブロックの教務主任とお呼びしています。これらのテーマを会員が順番に講師となり、およそ1年間にわたり研修してきました。著作権の今日的な問題としてはインターネットに関連する事案が多くありますが、そのような場合はインターネットに詳しいN会員にゆっくりじっくり解説をお願いしました。勉強の過程で、裁判事例を研究することになりましたが慣れない判決文に四苦八苦、そこで判決文を読みこなすための基礎的な知識の学習をしたこともありました。

会の運営についても手作りです。会場費や資料作成費に充てるために会費を集め、支出の約束事を決め、徐々に形作っていきました。

平成19年度の相談員研修会を経て、新しいメンバーが加わって下さいました。そこで平成20年は、少し視野を広げ「知的財産に関する業務」のうち、行政書士

の法定業務である登録申請業務として、著作権登録、プログラム登録、種苗法に基づく品種登録業務について研修しました。

ここまで勉強してきたところで、私たちはあることに気がつきました。それは、顧客にとっては自分の創造したものを保護（あるいは活用）するためには、著作権に限らずどの知的財産権をフィールドとするべきなのか、入口でのアドバイスが求められるということです。そこで、最近著作権を含んで知的財産法といわれるもののうち、特許法、意匠法、商標法、実用新案法、不正競争防止法等について広く浅くですが研修しています。幸いこれらの分野に詳しいM会員が会に加わってくださったので担当していただいています。

勉強会に参加しているメンバーは行政書士歴何十年のベテランから、新入会員までいらっしゃいます。しかし知的財産に関しては新しい分野であること、また先輩諸氏のお人柄もありますし、女性が多いことあるのでしょうか、とても和やかな雰囲気勉強しています。参加者からは質問や意見を遠慮なく言い合えて楽しい、との感想をいただいています。研修を重ねた結果でしょうか、最近はその時々テーマについて討論できることが増えました。分厚くなった資料をひっくり返してめぐりながら、ではありますが。

行政書士の著作権業務

なぜ行政書士が著作権業務に取り組むのでしょうか。これまで研修会等の機会にお聞きしてきたのは次のようなことです。

日本の最初の著作権法というのは意外に古く、明治32年に制定されています。でも長い間、著作物を創造するのも利用するのも一部のプロの人たちでした。それが昨今、デジカメやパソコンなどの普及によって誰もが他人の著作物を簡単に利用できるようになり、同時に自分で著作物を創作することも発信することもできるようになりました。「一億総クリエイター、一億総ユーザー」の時代というのだそうです。ところが、この流れが急激に起こったためにみんながルールをよく知らない、なおかつこれまで「契約」という考え方も乏しかったため、各地で様々なもめごとが起こることが予想されました。誰か、地域で一般の

方の疑問に答えたり、もめごとが起きないように間に入って契約を助ける人が必要である。それには契約に明るく全国に大勢いる行政書士が適任ではないか。そのような考えのもとで行政書士会の「著作権相談員」の取り組みが始まったということです。

少し前のことになりますが「日本行政」2003年10月号に当時の文化庁長官官房著作権課 岡本薫課長の講義録が掲載されています。著作権と行政書士についてのわかりやすい講義録ですので、ぜひもう一度お読みいただきたいと思います。

一般の方に向けて2008年に東京都行政書士会著作権相談センターが作成したパンフレットでは、「行政書士は、著作権登録、契約書作成、コンサルティング業務を通じて、著作権ビジネスをサポートいたします。」というタイトルの下に、「相談」「調査」「契約」「登録」「活用」の五つの項目を挙げて行政書士の著作権業務をPRしています。

「相談」はすべての入口であります。「調査」とは、利用許諾契約などを結ぶ前提として、その著作物が保護を受ける著作物であるのか、著作権者の許諾なく利用できるのかなどの調査を行うことです。また、既存の著作物を利用する場合や新たに制作を委託する場合など、「契約」には様々な目的がありますので、それに適した契約書を作成します。「登録」ですが、著作権は作品を作ったと同時に発生するので、登録は事実関係を公示したり著作権が移転した場合の取引の安全性を確保するために行います。そして著作権の財産的価値に注目して「活用」のためのアドバイスやサポートを行うということもあります。

全国の会員の中には、企業と顧問契約を結び、著作権に関して折々に発生する様々な契約書を作成してい

る会員もいらっしゃると思っています。でもその方も、始めは顧客からの相談に丁寧に答えることから業務が広がっていったのだそうです。

そういえば、今年世間を騒がせた音楽著作権をめぐる詐欺事件で、彼が事前に「音楽著作権に詳しい行政書士に相談した。」というニュースが流れていましたね。「著作権については行政書士なのか。」と思ってくれた人もいるよねと、不謹慎ですが嬉しいような気もしてしまいました。

さて「日本行政」2008年12月号には、著作権業務からさらに発展するような形で、「知的資産経営コンサルティング」への大阪会の取り組みが紹介されています。その内容はそのまま著作権業務というものではありませんが、この中で述べられている「必ずしも新規業務の開拓イコール新規クライアントの開拓ではない」ということは、共通するものではないでしょうか。

皆さまもこれまでお付き合いのあるお客様から、いつも依頼される業務以外の相談などもお受けになることがあると思います。中には、著作権の問題や、知的財産に関する問題があるかもしれません。そのような時、もしお答えに迷われるようでしたら、お近くの著作権相談員に一声かけてください。

中部ブロックだけでなく、東部、西部にも相談員のネットワークがあり、それぞれに活動なさっています。きっとお役に立てるものと思います。まだまだ勉強が必要な部分は多いですが、少しずつでも業務として確立していけるようにと皆さんがんばっています。どうぞお声をかけてください。ただし、資料をひっくり返す時間をいただく場合もありますので、それはお許し下さいね。



日行連研修会に参加して

成年後見研修会に参加して

清水支部 森川美佳

平成12年4月より施行された新しい成年後見制度は「自己決定権の尊重と保護の調和」の基本理念のもと、加速する高齢社会を背景に普及しつつある。

当該制度に対する取り組みは弁護士、司法書士、社会福祉士らの団体がそれぞれNPO法人等の各種団体を設立し、積極的に行っている。

行政書士においても東京、神奈川などの先進地域では単位会の内外にそれぞれ別組織で法人等を設立し活動を始めているものもあるが、全体としての取り組みには未だ統一性は見られず、その進捗状況は各地域でかなりの温度差があるのが実情である。

これらの先進地域においては、延べ約60～100時間に及ぶ充実した独自の研修システムを構築し、研修修了後の考査合格を条件として名簿を作成、後見人候補者としての推薦を受けるべく各地の家庭裁判所に当該名簿を提出し、受任するという実績を積んでいる。

その研修は成年後見業務の概要、基礎はもとより、介護保険制度などの関係法令について、及び認知症の基本理解などに渡って広範囲に渡ってプログラムされている。

講師についても家庭裁判所書記官や公証人、自治体職員、医師、看護師などそれぞれの分野から招き、幅広い知識を得ると同時に行政書士が成年後見制度に積極的に取り組んでいることを対外的にアピールすることにも繋がっているものである。

都市部以外でも、近隣の長野会においては平成17年の有志による勉強会から始まり、18年10月にNPO認証申請、昨年1月にNPO法人長野県成年後見サポートセンター設立、無料相談会の開催等の活動をしている。今秋には長野家庭裁判所主催の「家事関係機関との連絡協議会」に弁護士会、司法書士会らとともに初めて参画できたとの事などが紹介された。

(直近の会員数は正会員65名、賛助会員5名)

また岩手会においても同様に平成18年4月の研修会をきっかけに組織化に向って具体的に進んでいるとの報告がされた。

このように各地でそれぞれのペースで取り組みがなされているものであるが、日本行政書士会連合会においても法律専門職として他土業とも連携をとり、社会に貢献できる土業としての位置づけを確立すべきであ

るとの見解から、単位会に対して今後のビジョンが示された。

すなわち各単位会に別組織で行政書士を構成員とする一般社団法人を設立し、概ね3年後を目途にそれらを統合、統一して「連合会」若しくは「広域法人」等の形態を目指して行くとのことである。

そのために今回の全国講習会を端緒として、成年後見業務を行うにあたってのコンプライアンス体制の確立に対しての指導的役割を果たしていくこと、能力担保としての研修に対しテキストの制作や講師の派遣等でバックアップしていくこと、賠償責任保険の導入支援をしていくこと等が挙げられた。

残念ながら静岡会においては個人的に成年後見業務を受託されている会員はあっても組織としての取り組みはまだ何らカタチとなっているものはなく、全国的に見ても後発組であると思われる。まさに「これから」が一日も早く動き出すことが必要であると痛切に感じるとともに、個人としても成年後見制度の趣旨を正しく理解し、研鑽を積むことが大前提であることも改めて感じるものである。

成年後見業務に関する注意点について

静岡支部 中村吉克

平成20年11月26・27日の両日に開催された日本行政書士会連合会主催の成年後見研修会に参加し、この業務を行うにつき自分なりに感じた注意点を述べたいと思います。

1. 成年の制限行為能力者に関し、以前は「禁治産者」・「準禁治産者」という制度が存在しました。しかし、これ等の制度については、
 - ・「禁」という字を使用していることからイメージが良くない。
 - ・「禁治産者」・「準禁治産者」という二元的制度では、制度利用の対象となる者の状況の多様性に対応できない。
 - ・当該制度が、「禁治産」という文字が示すとおり、戦前の「家」制度の下、本人が家産(家の財産)を治めることを禁止することにより家産の減少を防止することを目的としたものであり、本人の保護という視点が欠如していた。
- などの問題点があり、本人の自己決定権の尊重と本人

の保護を図るため、従来の制度は「後見」・「保佐」・「補助」制度に改正されました。

そこで、成年後見業務を受託するに際し、成年後見制度（「保佐」・「補助」制度を含む）は成年被後見人（被保佐人・被補助人を含む）の保護を目的としたものであるということを認識することが重要です。

成年後見業務の場合、本人自身が相談に来られるより、本人の家族等の親族が「うちのお爺ちゃん・お婆ちゃんがこの頃少し様子がおかしいんだけど、どうしたら良いでしょうか。」と相談に来られる事が多いと思われまます。そして、本人の処遇に関し相談者には相談者なりの考えが有ることでしょう。一方、成年後見制度は成年被後見人（以下「本人」とする）の保護を目的とするものであり、成年後見人としては本人がより良い生活を送ることが出来るためにはどうしたらよいか、そのためには本人の財産をどのように使うのが良いかのみを考えて行動する必要があります。場合によっては、依頼者（相談者）である家族の考えと成年後見人の考えが異なり依頼者の考えに反する行動を取らなければならないこともあると思います。従って、成年後見業務を受託する場合このような事情を事前に説明しておかないと、後々、依頼者との間でトラブルが発生する可能性が有るので注意が必要です。

また、家族等の依頼により成年後見業務を行う場合、依頼者の善意の嘘が介在することがあるため、本人と面談することが不可欠です。例えば、アルツハイマー型認知症の人には、普通に会話をすることが出来るが会話をしたこと自体を覚えていない、という特徴があるそうです。依頼者である家族は「うちのお爺ちゃんは普段はしっかりしているけど、時々様子がおかしくなる。」と書いていても実は認知症だった、ということがあります。従って、依頼者の話を鵜呑みにせず、本人と面談しその状況を直接確認することが必要となります。講師の方は4回面談をする事もあると仰っていました。

2. 次に、実際に成年後見業務を行う際に注意しなければならないのは、成年後見人として行っていいこと、行ってはいけないことをしっかりと区別する、ということです。

成年後見人の業務の範囲は「財産管理」と「身上看護」であり、「財産管理」とは財産の現状を維持する行為、財産の性質を変えない範囲で利用・改良する行為、財産を処分する行為（裁判所の許可を要する）を含み、財産に関する一切の法律行為及び事実行為とし

ての財産管理を含みます、一方、「身上看護」とは生活・療養看護に関する事務の事であり、事実行為としての介護は含まず、医療や介護に関する契約などの療養看護に関する法律行為が想定されています。従って、食事の介助や身の回りの掃除、病院への送迎や付き添いなどの事実行為はおこなうべきではありません。

「食事の介助や身の回りの掃除等は本人とコミュニケーションを図る手段として有効だし、病院への送迎や付き添いも本人のためになるから行ってもいいんじゃないの。」と思うかもしれませんが、しかし、食事の介助や掃除等を行ってしまうと本人は成年後見人のことを食事の介助や掃除等を行ってくれる人と認識してしまうそうです。そのため、成年後見人がこれらの行為を止めてしまうと成年後見人は本人にとって単なる不審者になってしまい、それまで築いてきた関係が崩れてしまう可能性があるということです。また、病院への送迎の途中で交通事故を起こし本人が怪我等を負ってしまうと成年後見人がその責任を負担しなければなりません。従って、これ等の行為は介護ヘルパーさん等に任せ、成年後見人としては「財産管理」と「身上看護」に専念すべきでしょう。

3. 我々行政書士業務と成年後見業務との大きな違いとして、成年後見業務においてはその終了時期の予想が出来ないという点があります。ご存知の様に日本は世界一の長寿国家であり、高齢者の成年後見人に就任したとしても10年、時には20年と業務を継続しなければならないことがあります。そのため成年後見人は長期的な計画の下、本人の財産管理を行わなければなりません。また、成年後見業務の期間が長期になれば、その間には様々な問題が発生することでしょう。これ等の問題全てについて成年後見人が一人で対応するのは不可能です。問題解決には本人の周りにいる人達の協力が不可欠となります。そのため、成年後見人としてはこの様な人達と常日頃から良好な関係を築いておくことが必要です。

また、一度成年後見人に就任すると（特に法定後見制度の場合）辞任することは困難です。従って、本人に報酬を払うだけの資力が無くなったとしても成年後見人を辞任するという訳にはいきません。そこで、少しシビアな話になりますが、成年後見業務を受託する場合、はたして、この人は将来的に報酬を払い続けることが出来るだけの資力を有しているかを慎重に判断することも大切だと思います。

シリーズ IT関連情報 その3

総務部副部長 五條 義人

近畿地方協議会HP担当者会議に参加して

総務部情報管理委員会ホームページ（以下HP）係では平成19年よりHPリニューアルに向けた取り組みを行ってきました。平成19年にHPリニューアルは業者に外部委託することを前提に5社を選定しプレゼンを行いその中から日行連や近畿地方協議会各府県のHP製作に関わってきた経験のある有限会社デジタルパッド（本社大阪市）を選定しました。その後有限会社デジタルパッドとHP製作の打ち合わせを行いながら同時進行でHPに掲載するデータにつき各委員会や支部長協議会で説明と御願いを数度に渡り行ってきました。

以上の経過を経て有限会社デジタルパッドとHP製作とその後のデータのやり取りや掲載の方法、これらを行う上での契約上の問題点などについて協議を行うこと、また近畿地方協議会各単位会で共同利用しているコンテンツの静岡会での利用を申し入れることを目的として有限会社デジタルパッドを訪問し、近畿地方協議会HP担当者会議（於大阪府行政書士会）にオブザーバーとして参加して来ました。日程等は以下の通りでした。

訪問日 平成20年12月18日(休)

訪問先 有限会社デジタルパッド本社

近畿地方協議会HP担当者会議（於大阪府行政書士会）

参加者 平岡総務部長、五條総務副部長、杉本HP係員、桜井HP係員、緒方HP係員

1、有限会社デジタルパッドとの協議

① 契約について

現在、契約書の細部を詰めていて、正式契約に至っていないが、製作引渡日が平成21年3月31になっているので製作に必要な日数を考慮すると速やかな契約とデータのスムーズな提供を要望する（デジタルパッド）。

これに対し平岡総務部長が契約を締結することは確実であり現在契約内容の細部を詰めているのでなるべく早く契約締結を行う旨を伝え承認を得る。

② データ提供について

製作時のデータ提供は随時メール又はその他の方法で送ってほしい。紙ベースの資料提供はできるだけメールで送ってほしい（デジタルパッド）。

静岡会のHP製作までの事務担当者は緒方係員とするが、その後については事務担当者をその都度決めるルール作りをしたい（静岡会）。

③ データのUP方法

データのUP方法としては次の3つが考えられる。

ア、すべてデジタルパッドに任せる。

イ、一部頻繁なものは事務局で行う。

ウ、すべて事務局で行う。

以上のうち静岡会では②を考えている。訃報、行事等で頻繁で速報性が求められるものは事務局で行い他はデジタルパッドにデータ提供し、UPを依頼したい（静岡会）。

④ ID、パスワードの付与

HPの会員コーナーへのログインするためのID、パスワードの付与の方法について協議する。大阪会はID、パスワードを全会員に付与し講習会申込も会員コーナーへログイン後ワンクリックで申込が可能となっているようです。

2、近畿地方協議会HP担当者会議

近畿の各単位会がコンテンツの共有や情報交換を積極的に行い、少ない予算で効率の良い、かつ優れたHP作りができるように協力体制を構築したいと考え近畿地方協議会HP担当者会議が平成17年3月にスタートし、大阪会、兵庫会、京都府会、滋賀会、奈良会、和歌山会で構成され各会から1～4名の担当者が年4回ほど会議を持っている。

現在のコンテンツの内容はTOPICS（法改正情報等）、業務内容、Q & Aの3項目です。項目ごとに単位会の分担を決めて、原案を製作し、全員でチェックし、TOPICSについては1ヵ月毎の持ち回りとし、その月の担当者はUP原稿を随時メールリングリストで各単位会担当者に流し24時間以内に異論がなければ掲載する方式をとっているそうです。

さて、当日の協議会もQ & Aの見直しについて各

単位会に割り当てられたものについて協議を行い調整しながらQ&Aの見直しを行っていました。この内容もレアケースは省き原則的な内容で統一し、項目設定は何より一般の人が利用しやすい内容としていたようでした（Q&Aは一般向きを対象としている）。

その後に行われた意見交換会ではこのコンテンツの共同運用に静岡会も加入したい旨を伝えるとともに次のような意見がありました。

現在6単位会で行っているコンテンツの共同運用は適度な負担である。これをさらに拡大すると負担が軽減され助かる（京都会）。

コンテンツの共有化は将来的には日行連にも拡げて行きたいと考えている。今回の静岡会はその足がかりになる（兵庫会）。

Q&Aの見直し作業などを静岡会は負担できるか。

また年4回程度の会議への出席は可能か。それができなければ費用負担で対応できるか（大阪会）。

以上のほかにも大変有意義な意見が多数あり非常参考になりました。また、各単位会とともに今後コンテンツの共有化を拡大して行きたいとの方向性を持っていたようでそういう意味でも歓迎してくれ、また申入れのタイミングも非常に良かったのではと感じました。今後はこの協議会との連携をとりながら静岡会としてよりよいHPの構築と運営をはかって行きたいと考えています。

最後に静岡会は少なくとも年度末までにはHPリニューアルを完了させる予定ですので各委員会、各支部、各会員の皆様の御協力を御願います。

また、このHPに会員が参加をし体感することが利便性を向上させていく近道だと強く感じました。

平成20年度行政書士試験



平成20年11月9日(日)行政書士試験が静岡大学共通教育棟に於いて実施されました。

冷たい雨が降る日でしたが1,404名が受験しました。

静岡県行政書士会も受験生が安心して受験できるように会場設営や交通整理等、試験場責任者中山富美雄副会長はじめ試験本部長・試験監督員・事務局134名が協力しました。

「行列ができる行政相談所」

第17回

所長 役 所 行 蔵

Q

技術者の専任が必要な工事があると聞きました。それについての説明と技術者の配置について注意する事を教えてください。

A

建設業法第26条第1項・第2項では、建設業の許可を受けている者は、その請負った建設工事を施工するときは、当該工事について一定の資格を有する者（主任技術者又は監理技術者）で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるものを置かなければならないと規定しています。

第3項では、公共性のある工作物に関する重要な工事で、請負金額が2,500万円（建築一式工事の場合は5,000万円）以上のものについては、工事の安全且つ適正な施工を確保するために、工事現場ごとに専任の技術者でなければならないと規定しています。

ここでいう「公共性のある工作物に関する重要な工事」とは

- ①国又は地方公共団体が注文者である工事
- ②鉄道、道路、橋、堤防、ダム、港湾施設、上下水道、電気ガス事業用施設等の公共性のある工作物の工事

- ③学校、児童福祉施設、図書館、病院、百貨店、旅館、ホテル、共同住宅等多数の人が利用する施設の工事。（個人住宅を除いてほとんどの工事が対象になります。）

以上のことから、請負金額が2,500万円（建築一式工事の場合は5,000万円）以上の個人住宅を除くほとんどの工事については、工事現場ごとの専任の技術者が必要になります。

「工事現場ごとの専任の技術者」とは、元請工事・下請工事に関係なく、常時継続的に工事現場に配置されている技術者です。他の工事現場の技術者又は営業所専任技術者との兼務は出来ません。

営業所専任技術者は営業所に常勤して、請負契約の締結にあたり技術的な説明や見積等を行うのが職務ですから、本人担当業種に関係なく資格があるからといって、工事現場ごとの専任の技術者との兼務は出来ませんので注意して下さい。

Q

法人設立後に必要な労働基準監督署への手続きや、ハローワークへの手続き等について教えてください。

A

平成18年5月1日に施行されました会社法により、会社設立の手続きが緩和されています。有限会社制度の廃止、最低資本金制度の撤廃、取締役の員数は1人で足りるという大きな特徴をあげることができます。また従来の有限会社は今まで通り有限会社を名乗ることも、株式会社に移行することも可能となっています。この法人化の後に必要な手続きを解説しましょう。

個人とは異なり、会社は法人格として独立した存在になります。このため、個人の事業を会社とした場合には個人事業を廃止し、新たに法人を設立するという手続きが必要になります。また法人化により、社会保険の加入が義務となるため、新たに加入手続きが必要になります。

労働基準監督署への手続きについては、以下の手続きが必要です。

- ・適用事業報告…新たに労働者を使用する事業所が成立した届けです。
- ・労災保険…法人の設立を届けます。法人化により誰が労働者なのかをしっかりと確認しておきましょう。パートやアルバイトを含め、就業中の事故や通勤災害に備えます。

またハローワーク（公共職業安定所）にも以下の手続きが必要です。

- ・雇用保険…法人の設立を届けます。週20時間以上雇用し、1年以上継続して勤務予定の方が加入対象者です。経営者、

役員など制度の対象とならない方を確認しておきましょう。

全国健康保険協会の健康保険（旧政府管掌健康保険）並びに厚生年金については、法人は加入が義務付けられ、短時間のパート・アルバイト等を除いて対象となります。希望者のみが加入する制度ではありません。年金問題に関心が高い現在、速やかに手続きが必要なのはご理解いただけることでしょう。加入期間が年金の受給額に関係してまいります。個人の事業主は社会保険の対象ではありませんでしたが、法人は役員も

含めて制度加入が義務付けられています。

その他に気を付けることとしては、許認可や税務関係があります。税務署への法人設立届や青色申告の承認申請、県財務事務所と市町村役場への法人設立届、また許可を必要とする業種では法人としての許認可取得や届け出が必要な場合があります。

昭和55年8月31日以前に行政書士会へ入会した行政書士は、各種労働保険・社会保険の手続きを行うことができます。



居酒屋からキャバレーへ業態変更したいのですが。



今迄は、保健所より飲食店営業許可を受けて、現在の居酒屋を運営していたと思われます。飲食店営業許可は、概して、保健衛生面を重視し、手洗い・窓周辺の防虫対策等の要件に合致すれば、許可を取得できる傾向にあります。

しかし、今後、キャバレー営業を希望する場合、飲食店営業許可に加え、営業所の所在地を管轄する公安委員会より風俗営業許可を取得する必要があります。

その風俗営業許可ですが、営業形態により1号営業より8号営業まで約8種類の営業形態があり、各々により多少許可要件が異なります。

其処で、御希望のキャバレー営業ですが、風俗営業の1号営業に該当し、客とカラオケでデュエットしたり、ダンスフロアでダンスを踊る等接待・営業することを主な目的をすることと解釈されます。

その1号営業の要件は

①人的要件

- ・申請者及び管理者が成年被後見人・被保佐人・破産者でない。

（破産者で復権を得ている者は、許可対象者となる。）

- ・前科及び暴力団関係者でない。

風俗営業不許可要件に関して、概して、5年を経過しない者は不許可とする条文があるが、執行猶予の場合は、刑の執行猶予期間が満了した場合、刑の言渡し自体がその効力を失うので、5年の経過を待たずに、許可対象者となる。

- ・薬物中毒・アルコール中毒者でない。

以上、前述3点は所轄の警察署により本人面接があり、警察官より目視確認を受けることとなります。

②場所的要件

原則的に商業地域・準工業地域・無指定地域は許可地域であるが病院・学校・図書館等の保護対象施設が付近に存在すれば不許可の可能性もあり、商業地域は

お店の施設より半径50m範囲内、準工業地域・無指定地域は半径100m範囲内に保護対象施設が存在すれば、不許可要件となります。

病院に関しては、入院施設が要件となっており、診療施設のみ場合は許可要件です。

又、近隣商業地域に関しては、風俗営業法上は問題ないのですが建築基準法上、用途が認められない場合もあり所轄の警察署に加え、該当する自治体に照会する必要があります。

③構造的要件

- ・1号営業では客室床面積が66㎡以上、踊り場はその面積の5分の1以上が必要。
- ・外部からの見通しがあってはならない。
- ・内部の見通しを妨げる物がない。
- ・善良な風俗を害する装飾等がない。
- ・客室内部の出入口に施錠をしない。
- ・照度が5ルクスを超えること。シボリ機能のある照明器具は不許可。
- ・騒音・振動対策も必要な場合がある。

構造的な要件は、所轄警察署に書類を提出した後、警察行政と立会い検査があり、上記した各項目が検査されます。

その際、提出した書類と現場の実態が一致する必要があり一致しない場合は修正か不許可となります。

特に、内部の見通しを妨げる物は撤去する必要があります。特に、高さ1mを超える物は注意が必要でしょう。

許可申請から大体55日の範囲内で許可か不許可の判断が下され、許可後は雇用する従業員名簿の管理等の責務があり、許可取得後も様々な要件及び義務があります。

安易な気持ちで許可を希望するのではなく、関係する法令も考慮して実行に移って下さい。

又、営業形態を変更する場合は、専門家である行政書士に事前に相談することを御勧め致します。